
平成18年第3回(9月)南丹市議会定例会会議録(第5日)

平成18年9月29日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成18年9月29日 午前10時開議

- 日程第1 議案第154号から議案第173号まで (市長提出)
- 日程第2 議案第217号
- 日程第3 意見書案について
- 日程第4 閉会中の継続審査並びに審査申出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第154号 南丹市表彰条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第155号 南丹市国民保護対策本部及び南丹市緊急対処事態対策本部条例の制定について (市長提出)
- 議案第156号 南丹市国民保護協議会条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第157号 南丹市防災会議条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第158号 南丹市市営バス運行事業に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第159号 南丹市情報センター条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第160号 南丹市地域情報通信ネットワーク施設条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第161号 南丹市国民健康保険条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第162号 南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第163号 南丹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第164号 字の区域の設定について (市長提出)
- 議案第165号 京都中部広域消防組規約の変更について (市長提出)
- 議案第166号 平成17年度京都府市町村交通災害共済組合歳入歳出決算を認定に付する件 (市長提出)
- 議案第167号 平成18年度南丹市一般会計補正予算(第3号) (市長提出)
- 議案第168号 平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (市長提出)
- 議案第169号 平成18年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

- (市長提出)
- 議案第170号 平成18年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
 (市長提出)
- 議案第171号 平成18年度南丹市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
 (市長提出)
- 議案第172号 平成18年度南丹市商品券事業特別会計補正予算(第1号)
 (市長提出)
- 議案第173号 平成18年度京都府南丹市上水道事業会計補正予算(第1号)
 (市長提出)
- 日程第2 議案第217号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
 (市長提出)

日程第3 意見書案について

日程第4 閉会中の継続審査並びに調査申出について

出席議員(26名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 爲 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 仲 村 学	9番 中 川 幸 朗
10番 小 中 昭	11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日 出 夫
13番 矢 野 康 弘	14番 森 嘉 三	15番 外 田 誠
16番 片 山 誠 治	17番 中 井 榮 樹	18番 面 村 則 夫
19番 井 尻 治	20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治
22番 八 木 眞	23番 谷 義 治	24番 吉 田 繁 治
25番 村 田 正 夫	26番 高 橋 芳 治	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
係 長	西 村 和 代	主 事	井 上 美 由 紀

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	助 役	仲 村 脩
助 役	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	塩 貝 悟

福祉部長	永塚則昭	事業部長	松田清孝
福祉事務所長	永口茂治	水道事業所長	井上修男
教育次長	東野裕和	総務財政課長	伊藤泰行
企画情報課長	小寺貞明	監理課長	井上秀雄
税務課長	橋本早百合	合併調整室長	大野光博
市民課長	吉田進	健康課長	大内早苗
土木建築課長	川勝芳憲	都市計画課長	西岡克己
農林商工課長	神田衛	上水道課長	寺尾吾朗
下水道課長	栃下孝夫	教育総務課長	榎本泰文
学校教育課長	勝山美恵子	社会教育課長	波部敏和
出納課長	寺尾眞知子	農業委員会事務局長	川辺清史
園部支所長職務代理者			
園部支所地域総務課長	山内明		

午前10時00分開議

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は26名であります。

定足数に達しておりますので、これより9月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

それでは、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 議案第154号から議案第173号まで

○議長（高橋 芳治君） 日程第1「議案第154号から議案第173号まで」を一括して議題といたします。

これより各委員長の報告を求めます。

谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（谷 義治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました議案のうち、総務常任委員会に付託されました13議案について、審査の経過と概要及びその結果につきまして報告いたします。

本委員会は9月22日に開催をいたし、慎重に審議を行ってまいりましたところ、議案第155号、南丹市国民保護本部及び南丹市緊急対処事態対策本部条例の制定について、及び議案第156号、南丹市国民保護協議会条例の一部改正については討論を行い、

採決をいたしました。その結果は賛成多数で可決すべきものと決しました。

また、議案第159号、南丹市情報センター条例の一部改正について、並びに議案第160号、南丹市地域情報通信ネットワーク施設条例の一部改正については、平成19年4月1日からケーブルテレビサービスエリアが順次拡張されるとともに、光ファイバー伝送方式になることに伴う利用料金を定めるものであり、現地説明会でも種々の意見要望が出されていることを踏まえ、質疑を重ねました結果、特に減免については、もう少し検討を行いたい旨の回答があり、のち討論を行い、採決をいたしました結果は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

その他の議案、すなわち第154号、南丹市表彰条例の一部改正について、以下件名は省略いたします。第157号から第158号及び第162号から第166号の8議案は、全員賛成され可決すべきものと決しました。

次に議案第167号、平成18年度南丹市一般会計補正予算（第3号）についてであります。質疑を通じて出された意見及び現状について、少しふれておきたいと存じます。

1点は国庫補助金の合併市町村補助金についてであります。正式にいうならば、市町村合併推進体制整備補助金ということになります。これは国が合併した市町村に補助金を交付するもので、補助対象となるものとして合併市町村の統一的な業務事業で、行政運営を効果的かつ合理的な事業推進を行なって、住民へのサービス向上を図るものが認められるということで、南丹市で総額3億9,000万円の補助が見込まれるところであります。支出は10年間以内で支出すればよいということになっております。今回、この補助金を図書館のシステム統一に2,387万5,000円使用が考えられております。

2点目は地方交付税についてであります。今回の補正により9億4,092万7,000円となる予定であります。この中には特別交付税を10億円見込んであり、普通交付税の決定は8億4,492万7,000円であります。これを17年度の4町分合計と比較しますと、2億9,068万1,000円の増となっております。合併の効果が出たのではないかと思慮をいたしましたところであります。

3点目についてふれておきたいと思えます。特定目的の基金を取り崩して財源充当の問題についてであります。今回の補正でスプリングスひよし管理運営基金繰入金500万円を計上されております。この充当が基金目的に合致するものなのか疑義が出されまして、一定の議論を行ったところであります。結論としては基金の目的を逸脱しないよう適正な執行を求めたところであります。

以上、審議の経過状況を述べますとともに、補正予算に計上されました各種施策については適当と認め、全員をもって可決すべきものと決しました。

以上で、付託議案の審査結果の報告といたしますが、その報告書はお手元に配布のとおりであります。

以上をもちまして、総務常任委員会の審査経過と結果報告とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、中川産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中川 幸朗君） 皆さん、おはようございます。

産業建設常任委員会に付託をされました議案についての審査の経過概要と、その結果を報告いたします。

本件につきましては平成18年9月25日に委員会を開き、審査を行いました。

まず、議案第167号、平成18年度南丹市一般会計補正予算（第3号）については、本委員会所轄部分で農林水産費での農業振興事業、米生産調整事業、捕獲獣利活用事業、商工費での企業支援事業、災害復旧費での農林水産施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費の追加予算であり、採決の結果は全員をもって可決すべきものと決しました。

次に議案第170号、平成18年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、事業費及び基金積立金の追加であり、採決の結果は全員をもって可決すべきものと決しました。

次に議案第171号、平成18年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、事業費での八木公共下水道事業費、美山農集下水道事業及び基金積立金の追加であり、採決の結果は全員をもって可決すべきものと決しました。

次に議案第172号、平成18年度南丹市商品券事業特別会計補正予算（第1号）については、商品券事業での追加であり、採決の結果は全員をもって可決すべきものと決しました。

次に議案第173号、平成18年度南丹市上水道事業会計補正予算（第1号）については、収入不足分を建設改良積立金取崩及び当年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものであり、採決の結果は全員をもって可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会に付託をされました全議案に対する審議結果の報告いたします。

平成18年9月29日、南丹市議会議長、高橋芳治様。産業建設常任委員会委員長、中川幸朗。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、松尾厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（松尾 武治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果を報告いたします。

付託されました議案第161号、議案第167号、議案第168号、議案第169号の付託議案につきまして、審査をいたしました。

議案第167号、平成18年度南丹市一般会計補正予算（第3号）につきましては、委員会での意見を添えて報告させていただきます。

それでは議案ごとに報告させていただきます。

議案第161号、南丹市国民健康保険条例の一部改正については、挙手全員で可決をいたしました。議案第167号、平成18年度南丹市一般会計補正予算（第3号）は、

多数の意見が出ましたので、その意見を申し添え、審議結果を報告いたします。仮称南丹市人権教育啓発推進協議会活動助成金200万円が計上されております。組織が立ち上がっていないのに予算の処置をすることは、筋論でいうと問題となるとの意見が出されておりました。啓発を進めていくという趣旨には異論はないとの意見もございました。関係資料の提出を求め、趣旨等について精査をするなかで理解を求めてまいりました。少数意見の中には団体の趣旨に同和問題などが入っているが、時代の流れから削除すべきではないか、組織に運動団体を入れる必要があるのか等の意見もございました。議論の結果、合併協議の中で決められた項目でもあり、結成に向けて準備中ということも考慮し、全員の理解により表決に入りました。

議案第167号、平成18年度南丹市一般会計補正予算（第3号）は举手全員で可決いたしました。

議案第168号、平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、全員で可決いたしました。

議案第169号、平成18年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、举手全員で可決いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託されました議案の審議結果の報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

大面一三議員。

○議員（2番 大面 一三君） この場所から失礼いたします。

昨日、質疑通告をさせていただきまして、内容につきましては人権問題協議会補助金についてでございますけれども、それに関わりまして厚生常任委員会委員長に答弁を求めるといことで、質疑を予定しておりました。ですけれども、先ほどの委員会審議の様様、報告を良といたしまして、質疑通告につきましては取り下げをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

2番、大面一三議員。

○議員（2番 大面 一三君） 2番、日本共産党・住民協働市会議員団の大面でございます。

私は議案第155号、南丹市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について及び議案第156号、南丹市国民保護協議会条例の一部改正についての反対討

論を行います。

平成15年の武力攻撃事態法に基づきまして、平成16年に米軍支援法や特定公共施設利用法、そして国民保護法等略されます武力攻撃事態法等における国民の保護のための措置に関する法律など、関連する7法が制定をされました。今回上程されております対策本部条例の制定議案は、市町村の対策本部の設置は条例で定めるとしている、この国民保護法、すなわち武力攻撃事態法等における国民の保護のための措置に関する法律の要請によるものでございます。皆さん、もう既にご存知のとおり、武力攻撃事態等における国民保護法は地方自治体に国民保護に関する計画の策定を義務づけて、武力攻撃等対策本部長、すなわち首相からの警報発令、避難救援の指示、武力攻撃による災害への対処の支持などを受けた都道府県や市町村の行動について、肯定をするものとなっております。軍事避難の計画策定を平時からすべての行政機関、地方自治体に対し、義務付けをしており、国が統制をし、訓練・啓発をしていくとしております。戦争のできる国の体制づくりにほかならないのではないのでしょうか。住民の避難誘導はアメリカ軍・自衛隊の軍事行動区域からの邪魔な住民を排除することを本質的な目的としております。地方自治体や行政機関は平素から国民保護措置を迅速に実施する組織の整備を義務付けられており、自主防災組織や自治会を動員して、訓練に動員する、そんな内容のものでございます。地方自治体が国の支持に従わない場合は、政府自ら代執行する、そんなことも予定をこの法律の中でされているのであります。このように武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律は、アメリカ軍と自衛隊の軍事行動を最優先するための国民動員計画であり、先ほども申し上げましたように市民生活を脅かす内容のものであります。アメリカの戦争への従事命令や、国民の土地・建物の強制収容が国民の自由や権利の侵害につながることは明らかであります。こうした事態に市民を追いやるろうとする、そしてまた、戦争のできる国、この日本をその体制にもっていこうとするものであります。地方自治体のわが南丹市における対策本部の設置は行うべきではないことを申し上げまして、反対討論といたします。

また、議案第156号の国民保護協議会条例の一部改正につきましましては、市の国民保護協議会委員に自衛隊に所属する者を任命しなければならないとするものであります。私どもはこうした点も含めまして、この6月議会で協議会の設置についても反対を表明してきたところであります。この6月議会には委員数30人として条例が制定されてまいりました。この今の時点でも協議会そのものは、まだ発足をしていない段階であります。こうしたことで定員30とされたものを大幅に40人に動員するというものであります。委員定数のこうした大幅な増員は認められないと考えます。また、先の6月の協議会では委員定数も含めて行われた条例制定の議会審議が、なんであったのかと問われる問題であろうかとも考えるわけであります。

以上、二つの議案に関わりまして、反対討論といたします。

皆さんの賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、16番、片山誠治議員。

○議員（16番 片山 誠治君） それでは、議案第155号、南丹市国民保護対策本部及び南丹市緊急対処事態対策本部条例の制定について、議案第156号、南丹市国民保護協議会条例の一部改正につきまして、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

平成15年の武力攻撃事態法、そして平成16年の国民保護法をはじめ、有事関連法7法が国の方で制定をされました。本市におきまして、6月議会で国民保護計画の諮問機関として国民保護協議会を設置する条例が成立をしたわけでありまして、今、日本が置かれている状況を察しますと、北にはロシア、そして日本海を隔てて朝鮮半島があるわけでありまして、そして、東シナ海に面しております隣国と言われている中国があるわけでありまして、まさしく日本は海洋国家であります。ロシアは、いまだに北方4島を不法占拠したままであります。また、韓国は竹島を、これもまた、不法占拠している状況であります。そして中国は東シナ海の中国南東部に150基を越える核弾頭の中距離ミサイルを、日本を標準にして実践配備しているのが状況であります。そして北朝鮮は横田めぐみさんはじめ、有本恵子さん、一説には180名を越える日本人がいまだに拉致をされ、拘留をされておるわけでありまして。このような事態はある意味、有事であります。決して、私は平時と考えていないわけでありまして。また、この前、陸上自衛隊の福知山駐屯地、視察へ行かせていただきまして、そこでは市街地におけるテロを想定をして、実践の訓練を現実的に自衛隊がされておるわけでありまして。ということは市街地にテロが起きるということを、常に自衛隊は想定をして訓練をされておるわけでありまして。今回、ある意味、有事の状況でこの南丹市におきましても国の方で有事の際に閣議決定を受け、そして対策本部が設置をされます。そして、この京都府でもそれを受け対策本部を設置し、そしてこの我々の南丹市、この南丹市でも対策本部を設置をすると。国民保護を考えると、そしてこの南丹市民の生命と財産を守る責任といたしまして、この対策本部の設置は条例に制定をするのは一般常識であります。当たり前であります。そして、この関連の議案第156号、国民保護協議会条例の一部の改正につきまして、30名から40名に委員を増やすという条例改正であります。これはまさしく各区長会の会長さん、そして旧町ごとの住民の代表の方々、消防団長のほかに各旧町にあります支団長の方々、そして参与等が加わり、総勢40名でこの南丹市の治安を守るわけでありまして。このようなことを考え、今回の保護対策本部の設置の条例の制定、そして国民保護協議会の委員の増員であります条例の一部改正につきましては、どう考えてもやるべきことはやっておかなければならないための条例であります。

よって、私はこの2議案につきまして、賛成という立場で討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋 芳治君） 3番、高野美好議員。

○議員（3番 高野 美好君） おはようございます。

私は日本共産党・住民協働市会議員団を代表いたしまして、議案第159号、南丹市情報センター条例の一部改正について、並びに議案第160号、南丹市地域情報通信ネットワーク施設条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加をいたします。

本2議案は、地上デジタル放送への対応やインターネットの高速化の実現に向けて、本市としての主要プロジェクト事業として整備中のCAテレビとインターネットの加入金や利用料金の改正をしようとする議案であります。まず議案第159号、南丹市情報センター条例の一部改正についてであります。園部町では既に施設が整備をされており、地上デジタル放送や自主放送が受信ができ、その基本使用料は月額1,000円で供用をされております。しかし、本議案では新たに整備する八木、日吉、美山と園部の一部地域は基本料を月額1,500円にするとしております。事務当局に伺いますと、1,000円と1,500円の差は受信施設がHFC方式とFPPH方式の違いによるものだと説明をされております。すなわち張り巡らされる送信線の性能の違いによる差だというわけでございます。受けるサービスの内容が違えば、利用料に差がついても納得ができると思いますが、視聴者すなわち住民が恩恵を受けるサービスの内容は当面、園部町でも整備中の他の3町でも何ら変わらないわけであります。視聴者から見れば、線の太さや性能がどう違うのかは関係がございません。示された計画によりますと、園部町も光ファイバーに張り替え、利用料を平成26年度から月額1,500円にするという計画になっております。収支見込みシミュレーションを見ても、その差額は平成25年までで約2億6,000万円、年間3,250万円程度であります。少なくとも園部町に光ファイバーが張り巡らされる時期までは、全市月額利用料は1,000円に据え置くべきだというふうに考えます。

次に、加入金についてであります。加入促進期間中は2万円、サービス開始後は4万円となっております。理由は供用開始時の加入促進を図るためとされておりますけれども、山間へき地の奥は共聴テレビに現在加入をしております。そのご家庭は拒否をすればテレビが見られなくなるわけですから、本施設に加入をしない家庭ができることは想定ができません。過日、美山町で行われました地域説明会の席上では、南丹市は我々に脅しをかけるのか、これでは恫喝と同じだといった厳しい意見も出されたわけあります。サービス開始後の加入者は新規に住宅を建設し、本市に定住をしようとする、いわゆるIターン者と想定がされます。新市まちづくりの基本理念と将来像でも「農村にもう一度人が住み、若者が定住できる環境づくり」を掲げております。その理念からしても新規定住者の定住に向けての垣根を高くするような方策はやめるべきだと考えます。さらに低所得者の減免措置は、条例第15条に規定をいたしておりますが、減免を受けられるのは生活保護法の規定に基づく生活扶助を受けている者に限定がされており、その他市長が特に必要があると認めたものについては、事務当局としては想定をしていないというふうに答弁をされております。平成17年度の決算の事業報告書を見ますと、被生活保護世帯は193世帯となっております。おそらく教育扶助や医療扶助などの世

帯も含まれていると考えられますので、生活扶助世帯になりますと、極々限られた世帯となるわけであります。193世帯すべて減免しても加入金で386万円、使用料で年間348万円ぐらいであります。合わせても700数十万円で済むわけでございます。すべての生活保護世帯、さらには本当に生活に困っている世帯にまで、その対象を広げるべきだと考えます。

議案第160号、南丹市地域情報通信ネットワーク施設条例の一部改正につきましても、同趣旨から反対であることを申し添えて、2議案に対する反対の討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、17番、中井榮樹議員。

○議員（17番 中井 榮樹君） 皆さん、おはようございます。

私は丹政クラブに所属をいたしております、中井榮樹でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

今回のこの議案159号、並びに160号は関連をいたしておりますので、一括して賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回1月1日に南丹市が誕生いたしました。旧4町が一つになった、そのきっかけとして、今回の合併の特権であります特例債を使って事業を進めていくなかで、つまらない今までの他町で失敗をしているようなあんな箱物をつくるのではなしに、4町が4町の融和を図るために、みんなが、隅々までが共有をできるような、情報の共有を共にできるようなそんな設備をするために、今回、情報センターとして光ファイバーを導入した、このCATVを第一の事業として取り組むことが決定をしたわけでございます。本議案はこのことに関連をいたしております。今、この南丹市で若い人たちが、先ほどもありましたように、本当にもう一度戻り住んでいただいて、我々が安心してこの南丹市を引き継ぐことができるのか、そんなことを考えたときに、やはり、今のこの時代にどんな山間部であろうとも、やはりきれいな画面でテレビを観ることができる、また、いろいろとご議論は出ておりますけれども、平成22年には、今の地上波放送はすべて廃止になるわけであります。今の施設ではテレビを観ることができません。すべてデジタル化してしまいます。そういったことにも対応できるように、また、これから多くのチャンネルが出てまいります。そういった多チャンネルにも対応ができる、そして今の若い人たちはインターネットは、もう生活の一端として欠かすことができない存在にあると。そんななかでやはり、この山間部に居ながら、高速で、そしてより鮮明な早く情報を掴み取る、より多くの情報を掴み取る、そういったデジタル化への光ファイバーを導入した施設が、どうしても私は必要であろうというふうに思います。これからの少子高齢化を支えていくなかで、今どうしてもこういった施設によって、若い人たちを市外へ出て行くのを思いとどまっていたたく。また、先ほどいろいろなご意見も出ておりました。この今、本当に南丹市が合併してこれからのためにこの施設をつくっていかうとしている、そんななかで料金が差があるとか、また、無理してまでそんな施設をつくる必要がないというようなお話しも聞いております。一部には、私はもう年だから、もう今ある

施設、この分で私は十分いいと、そんなお金をかけてまでそんなことしたくない、若い者はいないからもういいと。しかし何ということをおっしゃるのかなあと、そんな利己主義な、そんなお話を聞くと、本当に悲しくなります。現に、やはり山菜取りとか、秋祭りとか、お正月には若い人たちがふるさとに帰ってくるじゃありませんか。決してふるさとを捨てているわけじゃありません。料金の問題にしましても、確かに今、経済情勢は非常に厳しゅうございます。しかしそんななかで、どうしても1,500円のその利用料が払えないとするならば、やはり自分の親であり、親子であるんですから、やっぱりそういったことも話し合いをして、建設的に考えることもできると思います。やはり今、この施設について、反対をするような状況にもっていきますと、今以上に若い人たちが都市部に出て行ってしまふ、そしてこの南丹市が本当に過疎化してしまふ。そんなことは絶対にさしてはならない、私はそういうふうに思います。それと今、現実にこの農村状況見て下さい。今後の農業の担い手は、今、本当に頭が痛い。今日の新聞にも載っておりましたけども、京都府のお米の作況指数は98%ということで平均を切っております。本当に明るいニュースはありません。そんななかでも、やはり私たち南丹市に住むものは、一生懸命頑張っって何としてでも南丹市を立ち上げていかねばならない。そのためには今後とも、やはりこの農業の担い手、そして荒廃している林業のこの取り組みにも真剣に考えていかなければならない。そんななかで、やはり若い人たちが、もう一度、本当に戻り住んでくれる、そんな環境・設備づくり、このことは絶対に我々が真剣に取り組み、そして安心をして住んでくれる、そんなまちづくりのために私たちは、若い人たちにこの時代を南丹市を安心して譲っていける、そんな市政づくりをしていかなければならない、このように思います。

私はここで一言付け加えさせていただきますが、今、旧の園部町では既にCATVは供用されております。しかしある一部の地域では、今まだ、このテレビすら、このCATVのテレビすら入っていない地域があるんです。そして、その人たちは本当、同じ南丹市の市民であるのに、税金も納めているのに私たちは綺麗なテレビを観ることができない、インターネットによって若い人たちが通信することもできない、何とかしてくださいよと、悲痛な声がございます。私はこのことも市政に申し込んでおります。こういったことを、そのようなわがままをおっしゃる方はどういうふうに心にとらまえられるのか、私は疑問を感じます。やはりそういったことじゃなしに、もう一度皆さん、この南丹市発展のために、みんなが協力し努力をして、新しい若いエネルギーを取り込んで南丹市を創り上げていこう、そんな思いで一致団結することが私は必要であると、そのことを強く申し添えて、私は賛成の立場から討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、24番、吉田繁治議員。

○議員（24番 吉田 繁治君） ただいま発言の許可をいただきました、議席番号24番、丹政クラブの吉田でございます。

私は議案第167号、平成18年度南丹市一般会計補正予算（第3号）につきまして、

それぞれのただいまご報告があったところで、重複することもありますけれども、賛成の立場で討論をいたします。

まず今般、政局に大きな動きがありました。それで貴重な時間をとり、また、釈迦に説法的な所見になりますが、最初に一言お許しをいただきたいと思えます。5年と5ヶ月の長期に渡る小泉政権が終わりました。小泉政権については触れませんが、変わって安倍新内閣が誕生いたしました。京都府においては芦田均元総理以来、総理大臣の誕生かと期待をいたした一人であります。結果は予想どおり、第90代として安倍内閣が誕生いたしました。それで今後は公約どおり、教育改革や税源移譲を伴う地方分権の推進、再チャレンジ政策の遂行はもとより、地方の格差是正の政策を真摯に強く進めていただきたいと、大いに望む一人であります。格差是正の推進は、地方自治体の行財政運営にもプラス思考大なるものがあると信じます。ただし、国の財政の現実のご高承のとおり、国債の発行残高、あるいは借入金などを含め、総額827兆円余りの我々には想像もできない大きな借金財政であります。国民一人当たり、赤ん坊からお年寄りまで648万円余りという、まさに破綻ともいえる厳しく驚くべき財政状況であり、そうした厳しい状況下において、当然のことながら地方自治体、特に私たちのまち、南丹市の財政運営は三位一体の影響も改革もさることながら、本年度はもちろん、次年度以降も誠に厳しい状況での推移が十二分に予測され、この厳しい現実に関係者誰一人として否定できるものではないと思えます。そうしたなかで、今後、少しでもものいわゆる自主財源・依存財源等の歳入確保施策の推進、一方歳出においては極力無駄を省いていただき、効率的な財政運営を南丹市民のためにお互いそれぞれの立場、職責は異なりますけれども、一層の努力、そして配慮、そして時には協調が不可欠であると強く感じるところであります。さて時間をとりましたが本題に移ります。

ただいま表決されます本補正案は、申すまでもなく、先の6月議会において成立しました予算を一層補足する議案であることとあります。今回の補正においては歳入・歳出額はそれぞれ7億4,809万4,000円を追加し、予算総額を253億7,944万7,000円とされるものであります。提案時の説明どおり、期限が到来する関係事業、国や府の補助金の内示や確実な事業、災害復旧や危険回避のための緊急対策事業、また特別な事情のある事業に限定されての予算編成であると存じます。若干具体的にふれておきますが、歳出においては京都新光悦村に係わる事業費、財政調整基金の積立に2億4,800万円余り、障害者の福祉施策や保育所改修事業、米生産対策や捕獲獣対策、企業支援事業、道路の新設や改良事業、農林業施策並びに公共土木施設の災害復旧事業、図書館システムの導入事業、なお、庁舎の一部改修事業等々に係わる経費が主な内容であります。一方これら歳出を賄う財源としては、市税すなわち市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税などの増収が見込まれ、地方特例交付金は減額をみておりますが、最大の依存財源であります地方交付税は7億4,492万7,000円の増額であります。そのほか京都新光悦村事業の負担金、国や府の支出金、財産

売払収入や繰越金の確定による計上などであり、特に財調基金よりの繰入額を5億9,000万円余り、そして市債も6,800万円余り減額補正されております。このことは特筆すべき事項であり、南丹市の後年度財政運営を考慮されたものであると存じます。いずれにしても南丹市民の福祉の向上、社会資本の一層の充実、そして整備を図るために直面する市行政の諸課題に対し、厳しい財政状況下において市長をはじめ当局の前向きな対処であり、適切な補正予算の編成であると、ここに改めて評価をいたすしだいであり、

以上、簡単で要領を得ませんが、議案第167号に対する私の賛成討論といたします。

どうか表決にあたり、最後までのご賛同をいただくことを希望いたしまして、発言を終わります。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、11番、川勝儀昭議員。

○議員（11番 川勝 儀昭君） 議席番号11、活緑クラブ、川勝儀昭でございます。

議案第167号、平成18年度南丹市一般会計補正予算について、賛成の立場で討論をいたします。

先の税制改革による地方税の増収2億7,104万円や、地方交付税7億4,492万円など、歳入増により基金からの繰入額が5億8,549万円減額となっております。歳出では財政調整基金積立金2億4,889万円、災害復旧費1億2,350万円などが主なものとなっております。詳細に見てみますと、スプリングスひよし管理運営基金の繰り入れは条例に沿っているというものの、施設の安定的な維持管理を考えると、基金に頼る現行制度に少々問題があると考えられます。南丹市スプリングスひよし管理運営基金条例の第1条に、スプリングスひよしの管理運営に必要な財源を確保し、円滑な事業の実施を図るため、南丹市スプリングスひよし管理運営基金を設置する。また、第5条には、基金は第1条に規定する基金の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる」と記述されておりますが、本来、基金とは大規模改修や新たな施設整備等の経費として支出されるべきであり、この条例によりますと、経営面からの赤字補填であったり、また、計上経費にまで取り崩せるとも理解ができる条例であります。今後、スプリングスひよしをはじめとする基金関係条例の見直し、検討が必要であると考えます。

次に、社会福祉総務費の人権啓発事業については補助金を受ける団体、仮称南丹人権教育啓発推進協議会となっているようですが、組織の設立が合併協議で決められているとはいえ、設立準備中であり、その内容も、まだ確立していない状況であります。事務局説明によりますと、その趣旨が人権問題に対する行政責任を提示するなど、市民に誤解を招くような表現も見受けられました。今後この設立予定の協議会においては同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題がある現実において、時代の流れや法律に沿った人権に関する活動が必要であり、現在まで旧町で行われてきた人権教育活動に逆行することなく、前向きな人権教育・啓発活動が必要であると考えます。また今回のよう

な、実在しない団体への補助金についても少々問題があると考えられます。所管をする常任委員会への事前の趣旨や目的等の説明も必要ではなかったかと思えます。

次に保育所改修事業は、入所者が法律で定める許容範囲を著しくオーバーしている園部地区保育所の現状を、厚生常任委員会で指摘をしまいましたが、今回の保育所の増築予算8,243万2,000円が計上され、園児の安全性、精神的なゆとりが確保されることになりました。長期的な保育施設からみると課題も残りますが、課題解決に向けいち早い敏速な対応を評価をいたしたいと思えます。

今回の一般会計補正予算を全体的に見ますと、適切・妥当な補正予算であると考え、私の賛成の討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） ほかに討論ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、討論を終結いたします。
これより順次採決いたします。

まず、議案第154号から議案第173号までのうち、議案第155号、議案第156号、議案第159号、議案第160号、及び議案第166号を除く、条例の改正等15件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第166号を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

本決算、委員長報告のとおり認定することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に議案第155号、議案第156号、議案第159号、及び議案第160号の条例の制定等4件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（高橋 芳治君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（高橋 芳治君） 次に日程第2、議案第217号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、ただいまから上程いただきました議案を説明させていただきます。

議案第217号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてであります。南丹市の複雑多様化する税務行政のなかで、固定資産を適正に評価する固定資産評価員に総務担当助役の仲村脩を選任したいので、議会の同意を求めようとするものであります。

何とぞご審議をいただき、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております本件につきましては、人事に関するものでありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託及び質疑、討論を省略の上、直ちに採決に入ることに決しました。これより採決いたします。

この採決は起立にて行います。

本案について、原案のとおり同意することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって本案については、原案のとおり同意することに決しました。

日程第3 意見書案について

○議長（高橋 芳治君） 日程第3、「意見書案について」を議題といたします。

お手元配布のとおり、議案は1件であります。

事務局長に件名を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 芳治君） ただいまの件名の朗読で、議案の内容は、ご承知願えたものと思えます。

この際、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書案を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高橋 芳治君) 起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の字句等の整理については、議長に一任願います。

日程第4 閉会中の継続審査並びに調査申出について

○議長(高橋 芳治君) 次に、日程第4「閉会中の継続審査並びに調査申出について」を議題といたします。

会議規則第104条の規定により、お手元配布の文書のとおり、閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長からの申し出のとおり、取り計らうことにいたしてご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認め、さよう決します。

○議長(高橋 芳治君) 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、平成18年第3回南丹市議会9月定例会を閉会いたします。

ご苦勞でした。

午前11時03分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 高橋 芳 治

南丹市議会議員 高野 美 好

南丹市議会議員 外 田 誠